

救急搬送実施基準の一部改正について

医療機関の機能・名称変更に伴い、救急搬送実施基準に以下の改正を行うもの。

1 みやぎ県南中核病院の地域救命救急センター指定（予定）に伴う改正

(1) 改正の理由

みやぎ県南中核病院が、近く地域救命救急センターの要件を満たす見込みであることから、県からの指定後に、「第2号 医療機関リスト」（以下「リスト」という。）中の救命救急センターに関する項目について所要の改正を行う。

(2) 改正の要点

- ・「1 救命救急センター対応の症状」及び「4 重症熱傷」掲載の医療機関名に「みやぎ県南中核病院救命救急センター」を追加する。

2 救急告示医療機関の変更に伴う改正

(1) 改正の理由

- ・仙塩総合病院からの救急医療機能の移行に伴い、仙塩利府病院が救急医療機関の認定を受けたこと
- ・東北厚生年金病院の事業譲渡に伴い、東北薬科大学病院が救急医療機関の認定を受けたこと
- ・三浦病院が救急医療機関の協力申出を撤回したこと
- ・女川町立病院が名称変更したこと

から、リスト中の該当項目について所要の改正を行う。

(2) 改正の要点

- ・「2 脳卒中疑い」、「3 心疾患疑い」及び「7 その他病態」掲載の医療機関名において「仙塩総合病院」、「三浦病院」及び「東北厚生年金病院」を削除し、「仙塩利府病院」及び「東北薬科大学病院」を追加する。
- ・「女川町立病院」を「女川町地域医療センター」に変更する。

3 その他

第6次宮城県地域医療計画（平成25年4月）の策定に伴い、「仙南」、「仙台」、「大崎」、「栗原」、「登米」、「石巻」及び「気仙沼」の7医療圏が、「仙南」、「仙台」、「大崎・栗原」及び「石巻・登米・気仙沼」の4医療圏に再編されたことに伴い、リスト中の医療圏の表記について改正を行う。